

下関市立大学研究機構規程

令和 6 年 2 月 28 日

規 程 第 6 号

改正 令和 6 年 3 月 27 日規程第 16 号
令和 7 年 2 月 26 日規程第 3 号
令和 8 年 3 月 26 日規程第 7 号
令和 8 年 7 月 29 日規程第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学研究機構（以下「機構」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 機構は、世界的水準の研究を推進することを目指し、研究の活性化及び研究支援の充実・強化を図り、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

(業務)

第 3 条 機構は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域、社会の課題に関する多様な学問分野の研究及び発信に関すること。
- (2) 本学における研究の支援及び推進に関すること。
- (3) その他機構の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 機構に、機構長その他必要な職員を置く。

- 2 機構長は、機構を統括する。
- 3 機構長は、学長が指名する。

(室の設置)

第 5 条 機構に次の組織を置く。

- (1) U R A 室
- (2) 大学発ベンチャー推進支援室

(U R A 室の業務)

第 6 条 前条第 1 号に規定する U R A 室は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 国内外の競争的資金に係る情報収集、分析及び申請支援に関すること。
- (2) 国内外の研究機関等との連携の企画、提案及び調整に関すること。
- (3) 研究プロジェクトの立案支援に向けた研究推進体制の検討及び提案に関すること。
- (4) 研究プロジェクトに関わるイベント開催支援に関すること。
- (5) 研究広報の企画、提案及び調整に関すること。
- (6) 研究・産学連携に係るリスクマネジメント及び倫理コンプライアンス等の学内啓発に関すること。

- (7) 知的財産の管理及び活用に関すること。
- (8) その他 U R A 室に関する必要な事項に関すること。

(U R A 室の組織)

第 7 条 U R A 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) U R A 室長
- (2) その他学長が指名した職員
- (3) その他学長が指名した者

2 U R A 室長は、学長が指名する。

(支援室の業務)

第 8 条 第 5 条第 2 号に規定する大学発ベンチャー推進支援室（以下「支援室」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学発ベンチャーの育成及び支援に関すること。
- (2) 企業に関する相談対応に関すること。
- (3) 企業に関するイベントの企画及び開催に関すること。
- (4) その他大学発ベンチャーの推進に関し、学長が必要と認める業務に関すること。

(支援室の組織)

第 9 条 支援室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 大学発ベンチャー推進支援室長
- (2) その他学長が指名した職員
- (3) その他学長が指名した者

2 大学発ベンチャー推進支援室長は、学長が指名する。

(庶務)

第 1 0 条 機構に関する庶務は、総務部研究・地域連携課において処理する。

(その他)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 下関市立大学都市みらい創造戦略機構規程（令和 2 年規程第 6 6 号）は、廃止する。

附 則（令和 6 年 3 月 27 日規程第 16 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 2 条の規定は、令和 6 年 3 月 2 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年 2 月 26 日規程第 3 号）

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日規程第 7 号）抄

- 1 この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 29 日規程第 14 号）

この規程は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。